商品説明書（融資）

きりしん脱炭素支援資金

（2026 年 6 月 15 日現在）

１．商品名（愛称）	きりしん脱炭素支援資金
２．ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、つぎのいずれにも該当するお客さま ① 当金庫の営業地区内に店舗または事業所がある法人および個人事業主の方 ② 当該設備導入に係る融資計画が一般社団法人環境パートナーシップ会議の「バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業」の採択を受けられる方 ③ 当金庫の審査基準により、貸出が適当と認めた方
３．資金使途	一般社団法人環境パートナーシップ会議が認定する省エネ・再エネ事業に関する設備資金
４．お借入金額	10 億円以内
５．貸付形態	証書貸付
６．お借入期間	原則導入設備の法定耐用年数を限度とします
７．担保・保証人	個別対応
８．ご返済方法	・毎月元金均等返済 ・元金据え置きは 1 年以内
９．金利	原則 1.3％を下限とした変動金利（当初 3 年固定・その後半年毎変動） ※金利については、当金庫所定の審査により決定します。
１０．お申込時にご用意いただくもの	CO2 排出量削減の効果測定に行うため、当金庫が提携する外部委託事業者等を利用する必要があります。
１１．手数料等	印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。
１２．苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）－もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

桐生信用金庫